

相談者の皆様へ

熊本市役所空家対策課

「熊本市空き家相談員」について

- 「熊本市空き家相談員制度」とは、空き家の売却や賃貸などの活用について、所有者等の皆様が気軽に相談できるよう、熊本市が設けた制度です。5年以上の実務経験を有する宅地建物取引士が、熊本市の研修を受け「熊本市空き家相談員」として登録されています。
- 空き家に関する相談は無料です。また、今回、ご相談をされたからといって、当該相談員に必ずしも仲介等の業務を依頼する必要はありません。他の相談員や不動産事業者にご相談いただいても構いません。
- 相談員から相談者への営業等のご連絡は行いません。
相談後も引き続きご相談を希望される場合や、相談員からの連絡をご希望の場合は、その旨を相談員にお伝えください。
- ご相談の結果、売却や賃貸、調査等の業務を相談員にご依頼いただいた場合には、その後は通常の不動産取引に応じた費用（仲介手数料など）が発生しますので、あらかじめご了承ください。

「熊本市空き家相談員」についての問い合わせ
熊本市役所 空家対策課 対策班
TEL 096-328-2514